

## 令和5年度相双地域の医療と復興を知るFUKU★BUSツアー業務委託仕様書

### (本仕様書の目的)

第1条 この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する令和5年度相双地域の福島県の医療と復興を知るFUKU★BUSツアー業務（以下「業務」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、業務委託契約書（以下「契約書」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### (業務の実施)

第2条 乙は、受託した業務について企画し、関係機関等と連携のもと、実施するものとする。

### (業務の目的)

第3条 県内の高校生と看護学生及びその保護者と進路指導者を対象に、相双地域の医療機関及び震災伝承施設等を訪問するバスツアーを実施し、相双地域の看護の現状及び復興に対する理解を深め、関心を高めることで、看護職への就業・定着促進を図ることを目的とする。

### (業務内容)

第4条 乙は、第3条に掲げる業務の目的を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、甲と協議の上、事業を実施すること。

- 2 乙は、関係機関等と密接な連携を取り、効果的な業務運営に努めること。
- 3 乙は、多くの参加者を得られるよう甲と協議の上、日程及び行程に配慮するものとする。なお、本事業は令和5年度内に1回実施すること。行程については福島駅発着便と郡山駅発着便をそれぞれ大型バス1台ずつ手配し、相双地域の医療機関見学と震災伝承施設訪問をコース内に含めることを基本とするが、より優れた案がある場合は甲へ提案し、甲と協議の上、コースを決定すること。
- 4 乙は、最低40名程度を目安に参加者を募った上で本事業を実施すること。
- 5 乙は、本事業の広報用チラシを最低3,000枚作成し、配布すること。配布先については別途甲と協議すること。また、チラシ配布以外のSNS等による広報手段がある場合は、提案すること。
- 6 乙は、本事業実施中の事故、傷病、災害等の発生時に適切に対応できる体制をとること。
- 7 乙は、参加者に対してアンケート等を実施し、本事業の成果を甲へ報告すること。

### (実施計画等)

第5条 乙は、実施計画書（別紙1）を業務委託契約締結後速やかに提出するものとする。

### (業務報告)

第6条 契約書第10条第1項に規定する完了報告書及び実績報告書については、それぞれ別紙2及び別紙3により報告するものとする。

(委託料の請求)

第7条 乙は、業務完了後、契約書第10条第2項に規定する検査に合格した場合は、速やかに請求書(別紙4)を提出するものとする。

(受託者の条件)

第8条 受託者は、第1種旅行者又は第2種旅行者に登録されていること。

(権利の帰属)

第9条 本事業の実施において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。また、本事業の実施にあたり制作した広報資料等の著作権はすべて甲に帰属するものとする。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を用いた場合、その写真・イラスト等についてはこの限りではない。

(その他)

第10条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。